

公明党府議会議員団の内海久子です。

新型コロナウイルス感染症拡大にお客様と従業員の安全を少しでも確保し、コロナの収束に協力をして頂いた飲食業の事業所に今、ようやく営業時短協力金の支給が始まっています。大阪府営業時間短縮協力金について伺います

Q 1 (令和2年度第18号補正予算(案))

まず、はじめに令和2年度第18号補正予算(案)について伺います。

追加提案理由とその内容について伺います。

A

- 今回の補正は、緊急事態宣言延長に伴う、2月8日から2月28日の営業時間短縮要請協力金(第2期)と、宣言解除後の大阪府域を対象とする時短要請協力金(第3期)の2点で追加提案させていただく。
- 宣言延長に係る第2期は、1月14日からの協力金制度の期間延長であり、専決時の、協力金の対象見込数を、秋以降の大阪府域を対象とする協力金の申請実績などを考慮して減じ、期間延長に伴い対象日数が約2倍(25日⇒46日)となったための増額を見込んだ全体事業費と、現計予算との差額を措置するもの
- 宣言解除後の第3期は、これまでの協力金制度の区域を大阪府域に縮小して延長するもので、事務費も含めて予算を措置。地方負担とされる協力金の20%部分を府市で折半するため、大阪府負担金として歳入を計上する
- なお、財源は、大阪府負担分にも「地方創生臨時交付金」を充当するため、全額国庫支出金としている。
- 今回の、補正予算については今年度の時短要請に係るものであり、令和2年度補正予算として計上し、全額、令和3年度に繰越して執行する予定(今回計上の予算がしっかり執行できますようによろしく願いいたします。)

Q 2 次に(申請及び支給の状況)について伺います。

大阪府営業時間短縮協力金について、現在1月14日から2月7日の25日間、営業時間短縮の要請に応じられた事業者からの申請受付が2月8日から3月22日までおこなわれていますが、申請及び支給の状況について及び2月8日から2月28日の間、緊急事態措置が延長された対応について伺います。

また、これまで支給されてきた休業要請支援金及び休業要請外支援金の状況についても伺います。

答弁

- 大阪府営業時間短縮協力金の申請及び支給状況につきましては、3月10日現在、申請件数は約47,000件、今週末までの支給件数は約4,500件となっております。申請受付期間が3月22日までですので、申請件数は今後も増加するものと推測しております。
- なお、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことを受けて、令和3年2月8日から2月28日の間の、営業時間短縮協力金の申請を3月8日から受付を開始しており3月10日現在、約17,500件となっております。この延長となった協力金も含めて、一日でも早く支給できるよう審査の処理スピードを上げてまいります。
- また、昨年春の休業要請支援金につきましては、令和2年5月から支給を開始し、10月末に審査を完了しております。また、休業要請外支援金につきましては、令和2年6月から支給を開始し、困難案件を除き審査は完了しております。

Q 3 今聞きますと、現在、1期分の申請件数は約47,000件、今週末までの支給件数は約4,500件と。申請受付期間が3月22日までのため、府内の全体の対象事業者数が約7万件にも及ぶと聞いています。申請件数としてはまだまだこれから受けていかなければならないし支給体制をしっかりと取り組んで頂きたいと申し上げます。

次に、

(時短協力金及び国の一時支援金の周知について伺います)

申請及び支給状況については伺いましたが。一日でも早く審査のうえ支給していただくようお願いします。なぜ、このようなことを申し上げるのか、私のところに多くの飲食店の方からこのままでは店が潰れてしまう。倒産してしまうという悲痛な声が届いております。多くの飲食店の方にこの協力金を活用していただき、事業継続していただきたい。そのためには、この協力金を広く知っていただくことが重要。どのようにこの協力金を周知したのか伺います。

また、今般、国において「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」が創設されましたが、この支援金も知らない事業者があってはいけないと考えます、この支援金についても、府において周知していただきたいと思っております。この点についても伺います。

A

- 協力金の周知につきましては、報道機関への提供や府ホームページで掲載するとともにSNSで情報発信している。

また、府内市町村、商工会、商工会議所のご協力により募集要項を配架いただいております。今後も多くの事業所様に協力金の情報が届くよう努める。

- 国の支援金につきましては、これも府ホームページの新型コロナウイルス感染症関連の特設サイトにおいて周知している。
- 事業者の皆さまに対して、様々な機会を捉えて制度を周知したいと考えている。しかしながら、府だけの取組みだけでは限界がありますので、商工会・商工会議所を通じて周知していきたいと考えている。

Q 4 (申請時の負担軽減及び WEB 申請できない申請者への対応)

多くの事業者はこの協力金を周知していただくよう引き続き取り組んでいただきたい。今回この協力金では WEB で申請できるシステムを導入されたと我が会派の代表質問で答弁いただきましたが、WEB 申請することで申請が簡素化されたと思います。申請者にとってどのような負担軽減が出来たか伺います。

また、手書きで申請される事業者も多くあると思います。この中にはこのような申請に不慣れな方もいらっしゃるのではないか。WEB 申請できない方への対応もしっかりしていただきたい。この点について伺います。

A

- 申請の簡素化については、まず、WEB 上で申請が完了することで、申請書類の郵送が不要となります。また、過去に大阪府休業要請支援金及び外支援金などの支給を受けられた事業者については、確定申告書の写し、本人確認書類の写し、振込先確認書類の提出が省略できます。これらの取組みにより申請の負担が一定軽減されたと考える。今後も簡素化できる申請方法がないか検討してまいります。

- また、郵送で申請をされた方への対応につきましては、WEB 申請と同様に、速やかに審査を行い、書類に不備があった場合は、申請者にわかりやすく不備内容を伝え、再度の不備をなくすよう努める。

(要望)

先程も申し上げましたが、本当に多くの飲食店が苦しんでおられます。そのような状況の中、協力金は救いになると思います。一日でも早く支給されますよう強く要望しておきます。